

# 国保加入の皆さんへ

## 交通事故と国保の関係

### 治療費は全額加害者の負担

不幸にして交通事故でけがをしたら、国保はどのように役に立つでしょうか。示談屋や加害者の口車にのせられたり、また国保のしくみを知らないために損をしている人も少なくないようです。

#### けがは国保で治療できる

交通事故でけがをしたときは国保で治療を受けられないと思っている人が多いようですが、保険は病気やけがをして治療費がかかりすぎても、生活が困らないようにするためにあるので、当然交通事故でも治療が受けられます。

#### 治療費はあくまで

#### 加害者の負担です

しかし、前に述べたことは国保が治療費を負担するというものではありません。加害者は被害者に損害賠償をしなければなりません、その話し合いには相当の時間がかかります。このようなどきでも被害者は医師の治療をどんどん受けなければなりませんので、この治療費を国保

が一時立替えるのです。したがって、この場合被害者がもらうはずの損害賠償のうちの治療代は、あとで国保が加害者から支払ってもらうこととなります。

#### 国保で治療を

#### 受けるときの注意

#### ○届けを出すこと

自動車事故でけがをし、保険証を使って治療を受けたときは

## 竹内 慎氏ら三十五名

### 自治会活動功勞で

### 表彰される

十二月二日市役所において、各単位自治会の功勞者として三十五名の方々の表彰式が、日光市日光市自治会連合会の共催で行なわれました。

この表彰は、長い間各自治会において、会の振興としんばくに、市政の陰の力となって活躍された方々のために行なわれたものです。

竹内 慎 (上鉢石町) 鬼平

必ず届け(第三者行為による傷病届)を出してください。この場合警察の事故証明書、医師の診断書と示談が成立していれば示談書の写しを添えて届けなければなりません。

#### ○示談は慎重に結ぶこと

加害者は被害者に対して治療費、生活費その他あらゆる損害の賠償をする責任を負いますが、良心的な加害者ばかりでなく、

早く示談を結びたいと思うのが加害者の心です。そこで治療費がどれだけかかるかわからないうちに示談を結んでしまうと、あとで困ることになります。示談を結び治療費をもらおうと保険で治療を受けることができないからです。

#### 保険証を持たずに

#### 病院へ行ったとき

病院の窓口で保険証を出してから治療を受けるのが普通ですが、事故などで緊急やむを得ないときは、すぐもつてくることにして病院の了解を得るようにしましょう。もし、資格の確認が必要ならば市役所国保係へ電話などで連絡してください。

## 県公害防止条例が改正

### 新たに騒音の規制を行なう

栃木県では、昭和四十一年に公害防止条例を制定し、汚水の規制を進めておりますが、このたび騒音の規制を行なうため公害防止条例を全面改正し、昭和四十五年一月一日から施行されます。

この条例は住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的として定められています。この条例により、規制で定められる一定の基準(規制基準)を遵守しなければならず、これに違反する場合は改善命令などを受けることがあります。特定施設と規制基準としては汚水と騒音の場合について定められています。

これらの特定施設を設置する工場、事業所は所定の届出が必要ですから、工場、事業所を建設したり増設したりする場合は事前に日光市商工係にご相談ください。万一届出のない場合は罰則の適用がある場合もありますのでご協力ください。

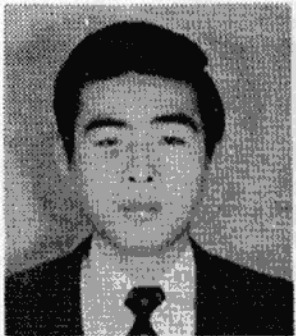
現在、騒音に該当する工場や事業所は一月三十日までに特定施設設置届出書を提出しなければなりませんので必ず届出を行なってください。

## 金子真一・北村 充君が受賞

### 勤勞青少年育成協議会で

十一月二十五日、栃木県警察本部において、金谷ホテル勤務金子真一君(下鉢石町)、精銅所生協本店勤務北村充君(御幸

町)の二人が、第三回勤勞青少年育成協議会から、日頃の篤行がみとめられ表彰されました。



金子 真一君



北村 充君